

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005  
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347  
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>  
 市会議員  
 岩井友子 ☎438-8647 事務室☎429-2160 関根和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950  
 金沢和子 ☎422-5278 中沢 学 ☎493-8140  
 坂井洋介 ☎404-2039 松崎さち ☎090-6156-8592  
 佐藤重雄 ☎432-9872 渡辺ゆう子 ☎462-7273



# 船橋市では在宅での生活は無理?! 介護が必要な独居高齢者

介護保険の在宅サービスは、介護区分ごとの支給限度額の範囲内での利用となります。この限度額では不足し、必要なのに介護が受けられない方がいます。

一人暮らしのAさんは要介護5、一人で体を起こせません。住み慣れた自宅を暮らすことを希望し、介護保険のサービスを使っています。

●要介護5のAさんのケアプラン

	月	火	水	木	金	土	日
朝	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間
昼	訪問介護 50分		訪問介護 50分	訪問介護 50分		訪問入浴	
夜	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間	訪問介護 1時間

朝晩の1時間と週3回日中50分の訪問介護、週1回

の訪問入浴、車いすと介護ベッドを借りると、ほぼ限度額いっぱいです。以上のサービスは使えません。その結果、おむつの交換は1日に2回か3回で、毎日ベッドがぐっすり濡れてしまいます。食事を作るのは朝晩だけで、昼は作り置き、しかも1時間でおむつ交換などの身体介護も汚れたシーツ交換や洗濯など合わせた調理ですからごく簡単なものに限られ、とても人間らしい生活とは言えない状態です。

せめて1日4回の訪問介護が受けられれば、汚れたままのおむつや食事も改善されますが、限度額を超えた自己負担額は20万円以上となり、とても負担はしきれません。

こうした介護保険では必要な介護が受けられない状況について、市に認識をただと「在宅が困難な場合があるので施設入所を考えてほ

しい」と答えるのです。本人が希望しなくても「施設へ入れ」ということとです。

船橋市は地域包括ケアシステムで「介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるまちをつくる」と繰り返し表明していますが虚偽だったわけでは、自治体によっては「要介護、要支援と認定された高齢者でも、介護保険でのサービス量が不足し、特に必要と認められる場合には同様のサービスを提供します」と、不足するサービスを支援する事業を行っています。

市長の姿勢を質すと、市長は「すべて行政としてまかないきれぬかは課題だが、安定して、いろんな方がある程度の生活を確保できることはめざしていきたい。他の自治体の事例は勉強する」と答えました。

地域包括ケアを掲げるのであれば、介護保険で不足する介護サービスの補完は市の責任です。

## 下水道

### 狙いは民営化・料金引き上げか?! 来年度から公営企業会計へ



船橋市は今議会に、市の下水道事業の会計を「公営企業会計」に移行する条例案を提出しています。

いいいます。

これは会計を「民間方式」にするものです。株主など利害関係者のために会社が損益計算書や貸借対照表などで経営状態を表現するのが企業会計ですが、それを下水道事業に適用すると

市は「財政状況の明確化と効率的な事業運営による財政健全化」が目的だとしますが、下水道事業は「都市の健全な発達と公衆衛生の向上、水質保全」のためにあります。利益追求が至上命題である企業会計がなじむのでしょうか。

### 国「企業会計化を通じてPPF(＝民営化)の促進を」

総務省は2015年、全国の自治体へ2020年4月までに下水道事業を企業会計化するよう要請しました。同時に「公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP/RFI事業への参入を促進する」方針を強調し、

公共下水道事業の民営化を促進しています。船橋市でも11月20日には行財政改革推進会議で下水道が「受益者負担のあり方について」というテーマで議題となり、今後、下水道民営化や料金引き上げが懸念されます。本会議で料金引

### 市営住宅入居

#### 同性カップルも認めよ

市は今議会、小室・芝山・行田のURから住宅を借り上げ、市営住宅を全20戸増やす提案をしています。この機会に同性カップルの入居も認めよと本会議で主張しました。

市営住宅は高齢者や障害者である等、所定の条件を満たさない場合、同居または同居しようとする親族がいないと入れません。ただし事実婚なら第3者による内縁証明書があれば入居できます。この規定の、同性カップルへの適用を求めたものです。

市は「LGBTは想定外だ」と拒みましたが、他市の状況を調べ、その内容次第では検討していきたいと答えました。

